

令和4年度 社会福祉法人あじさいの会事業計画

法人の活動

社会福祉法人として地域社会への貢献などの役割を果たすことができるように、関係機関、他事業所等と連携して、やさしい街づくりの活動を展開していく。精神障害者が自立して地域で暮らしていくことができるための、施設環境の整備、当事者のニーズに合った支援ができる運営を目指していく。

都市計画法第34条第1号に基づき、施設の用途変更の申請をし、福祉施設として地域に根差した活動ができるようにしていく。

各自治体の障害者福祉計画の「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築のために関係機関と連携し、その具現化のために活動していく。

法人の目指している理念や運営方針をベースにしながら、法人運営の安定、発展を目指す。社会福祉法人あじさいの会が運営している事業が、より安定し、さらに発展していくために、職員体制の確保、スキルアップ等にも力をいれ、それぞれが充実した活動ができるようにする。その時々々の社会情勢、とりわけコロナウイルス感染防止対策をしながら安定した運営をしていく。

1. 法人を支える後援会、家族会、関係機関と良好な関係を持続し、法人の発展に尽くす。
2. 社会福祉施設として用途変更をし、より地域に貢献できる法人を目指す。
3. 就労継続支援 B 型事業所「ゆったり工房」は事業内容を充実させ、応能な工賃を安定して支払えるようにする。また、スローカフェゆったりの継続と充実をめざす。
4. 相談支援事業所「希望」は、相談機能も充実させ、特定計画相談・一般相談の地域移行、地域定着にも対応できるようにする。
5. ピアによるフリースペースの充実。
6. 働き方改革に沿って、事業の支障にならないように配慮しながら、職員の働き方を計画し、実施する。
7. 一人暮らしの人たちの支え合い、学び合いの場づくりをする。
8. 職員のスキルアップ、相互援助関係をつくるため「あじさい塾」で学習、研修等を行う。
9. 新定款に沿って理事会運営をし、法人運営や今後の事業展開について検討を行う。